

## 消費生活セミナー

### 「心と体と財布の健康」

多方面で活躍されているフリーアナウンサーの生島ヒロシ氏をお迎えし、くらしとお金に関する講演をしていただきます。

**と き** 10月21日(木)  
開場 午後1時  
開演 午後1時30分～

**ところ** 秩父宮記念市民会館  
大ホールフォレストA

**講師** 生島 ヒロシ 氏  
**参加費** 無料



**申** 9月22日(水)から市民生活課、吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課にて入場整理券を配布します。(土・日・祝日は配布しません。)定員になり次第、締め切ります。

※駐車場が狭いため、なるべく乗り合わせでご来場ください。

**問** 市民生活課 ☎ 26-1133

## 10月18日(月)～24日(日)は、行政相談週間です

皆さんの中には、日常生活において、官公署や特殊法人・独立行政法人が行っている仕事について、苦情や要望・意見などをお持ちの方が多くはないでしょうか？

例えば、登記、雇用、相続、税金、道路や行政一般について、困りごとがありましたら、行政相談をご利用ください。

### 相談例

- ・国道の雑草を除草してほしい
- ・行政の説明や措置に納得がいかない
- ・苦情を直接申し出にくい

市役所および吉田・大滝・荒川総合支所において、行政相談委員が定例相談を行っています。

このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。詳しくは、市報5月号11ページをご覧ください。

### 行政苦情110番

☎ 0570-090110

FAX 048-600-2336

IP 「行政苦情110番」で検索

**問** 市民生活課 ☎ 26-1133



### 消費生活センターからのお知らせ

「火災保険を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても…その契約、ちょっと待ってください…

火災保険を使って無料で屋根瓦や雨どいの修理を行うという電話や事業者の訪問を受けたことがありますか？

このような話には落とし穴があるので注意が必要です。

例えば、「雨どい修理無料のお知らせ」というチラシがポストに入っていた。話を聞こうと電話したところ事業者が訪問、屋根瓦や雨どいの破損を確認した。自然災害によるものとして火災保険を使えば自己負担はゼロ、と言われ、見積もりや保険申請サポートを依頼した。



消費者庁イラスト集より

### 落とし穴その1

保険会社から保険金が下りたが、事業者の見積り額より少なく、自己負担が生じてしまった。(または、保険金の額に合わせた工事しかしてもらえなかった。)

### 落とし穴その2

保険会社が調査に来たが、破損は経年劣化によるものとして保険金が下りなかった。そこで工事を

キャンセルしたら高額な違約金を要求された。

### 落とし穴その3

なじみの事業者に工事を頼みたり、訪問事業者の工事をキャンセルしたら高額な違約金を要求された。

### 消費者へのアドバイス

① 勧誘されてもすぐに契約しないようにしましょう。

訪問事業者は自己負担ゼロをこっとさらに強調して保険の申請を勧めてきますが、本当に保険金が支払われるかは分かりません。

② 加入先の保険会社や保険代理店に相談しましょう。

良い話だと思ってもすぐに契約せず、加入している保険会社や代理店等に、直接相談しましょう。

③ その理由で保険金を請求することは絶対によめましょう。

経年劣化による損傷と知りながら、自然災害などの事故による損傷と申請するなど、うその理由で保険金を請求すると、刑事罰(詐欺罪)に問われることがあります。

④ 不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センターなどに相談しましょう。

契約してしまっても原則8日間、クーリング・オフができます。

### 秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日(祝祭日はお休み)  
午前9時～正午、午後1時～4時  
☎ 2515200

担当部署が不明の場合や「緊急」の場合は、「おきがるコール」へご連絡を！